

利用料金の考え方

1. 利用料金等の考え方

下表の考え方に基づき、料金設定の提案を行うこと。

【共通】

No.	種別	考え方
1	駐車場利用料金	下記 2「駐車場利用料金の考え方」を参照
2	主催事業実施業務に係る参加料金	要求水準書「第7の6(3)エ参加料金の設定」を参照
3	自主事業から得られる収入	自主事業の内容に応じて提案することができる
4	新たなモビリティの利用料金	導入するモビリティの内容に応じて提案することができる
5	付帯設備利用料金	下記 7「付帯設備利用料金の考え方」を参照

【宿泊研修施設】

No.	種別	考え方
1	宿泊室利用料金	下記 3「宿泊研修施設における利用料金の考え方」を参照
2	研修室等利用料金	
3	食事提供業務に係る食事料金	下記 4「食事提供業務に係る食事料金」を参照
4	その他	日帰り利用者が大浴場を利用する場合の実費相当額を提案することができる

【キャンプサイト】

No.	種別	考え方
1	宿泊利用料金等	下記 5「キャンプサイトにおける利用料金の考え方」を参照

【スポーツ施設】

No.	種別	考え方
1	各施設利用料金 ※自転車を含む	「滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例」の別表に定める金額を上限額として、利用料金を提案すること。
2	フィールドアスレチック、グラウンドゴルフ利用料金	下記 6「フィールドアスレチック等の利用料金の考え方」を参照

※提案金額について、10 円未満の端数があるときにはこれを四捨五入とすること。なお、消費税率については、10%を前提として提案すること。

2. 駐車場利用料金の考え方

駐車場利用料金は、「滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例」で規定している 1 回 1 台あたりの金額（上限額）の範囲内で、料金設定を提案すること。また、本事業においては、時間制料金を導入することとしているため、上限額の範囲内で利用時間に応じた料金設定を提案すること。なお、利用開始後30分以内の利用は利用料金を無料とすること。

3. 宿泊研修施設における利用料金の考え方

宿泊研修施設における利用料金は、施設の設置目的や自らが提供するサービスの水準等を勘案し、以下に示す額を上限額として、利用料金を提案すること。

(1) 宿泊室利用料金

(新宿泊研修施設)

宿泊室利用料金は、以下を上限額とする。

提案にあたっては、上限額の範囲内でシーズンごとの料金の変更など、具体的な提案も可能とする。

区分		単位	金額(税込)
県内居住者	高校生以下	1人1泊につき	2,100円
	その他の者	1人1泊につき	5,000円
県外居住者	高校生以下	1人1泊につき	4,200円
	その他の者	1人1泊につき	10,000円

※学校利用等の場合は、上記利用料金の5割相当額とする。

※「学校利用等」とは、保育所、幼稚園、小学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特定支援学校および小学生、中学生または高校生が所属する教育目的の活動団体が利用する場合をいう。

(青年の城)

宿泊室利用料金は、以下を上限額とする。

区分		単位	金額(税込)
県内居住者	中学生以下	1人1泊につき	690円
	高校生～25歳未満	1人1泊につき	900円
	その他の者	1人1泊につき	1,180円
県外居住者	中学生以下	1人1泊につき	1,380円
	高校生～25歳未満	1人1泊につき	1,800円
	その他の者	1人1泊につき	2,360円

(2) 研修室等利用料金

(新宿泊研修施設)

研修室等利用料金は、以下を上限額とする。

区分	単位	金額 (税込)	
		県内居住者	県外居住者
多目的室 1	1時間につき	2,010円	4,020円
多目的室 2	1時間につき	1,010円	2,020円
多目的室 3	1時間につき	1,010円	2,020円
会議室	1時間につき	580円	1,160円
大ホール	1時間につき	2,770円	5,540円

※学校利用等の場合は、上記利用料金の5割相当額とする。

※「学校利用等」とは、保育所、幼稚園、小学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特定支援学校および小学生、中学生または高校生が所属する教育目的の活動団体が利用する場合をいう。

(青年の城)

研修室等利用料金は、以下を上限額とする。

区分	単位	金額 (税込)	
		県内居住者	県外居住者
大研修室	1時間につき	1,190円	2,380円
中研修室	1時間につき	670円	1,340円
小研修室	1時間につき	510円	1,020円
特別会議室	1時間につき	1,420円	2,840円
会議室	1時間につき	510円	1,020円
小会議室	1時間につき	290円	580円
音楽室	1時間につき	590円	1,180円
視聴覚室	1時間につき	590円	1,180円
和室(大)	1時間につき	750円	1,500円
和室(中)	1時間につき	670円	1,340円
和室(小)	1時間につき	590円	1,180円
多目的ホール	1時間につき	510円	1,020円
クラフト室	1時間につき	1,040円	2,080円
大ホール	1時間につき	1,640円	3,280円

(3) 利用料金に関する注記 (新宿泊研修施設、青年の城共通)

ア 65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の宿泊のために介護を行う者の宿泊については、上の表に定める額の5割に相当する額とする。

イ 研修室等の使用時間が30分以内の場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

ウ 宿泊を伴わずに宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4. 食事提供業務に係る食事料金

(1) 学校利用等

学校利用等への食事提供は、原則として、現在の料金を踏まえた提案とすること。なお、調達コストの高騰により、料金を変更する場合は、事前に県の承認を得ること。

(現在の食事料金)

朝食 550円 昼食 700円 夕食 980円

(2) 一般利用

学校利用等を除く一般利用者への食事料金は、自由に提案することができる。ただし、他の公共施設での食事料金の状況や自らが提供する食事内容を勘案し、利用者が利用しやすい料金を提案すること。

5. キャンプサイトにおける利用料金の考え方

キャンプサイトにおける利用料金は、事業者提案に委ねることとする。ただし、周辺のキャンプサイトの利用料金の状況や自らが提供するサービスの水準等を勘案し、利用者が利用しやすい料金を提案すること。

6. フィールドアスレチック等の利用料金の考え方

フィールドアスレチックおよびグラウンドゴルフの利用料金は以下に示す額を上限額として、利用料金を提案すること。

区分	金額		
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	その他の者
フィールドアスレチック	1人1回につき 350円	1人1回につき 600円	1人1回につき 700円
グラウンドゴルフ	同 300円	同 600円	同 700円

※利用料金に関する注記は、「滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例」の別表に定めるとおりとする。

7. 付帯設備利用料金の考え方

付帯設備の利用料金のうち、既存設備については、別紙の付帯設備利用料金表の金額を上限額として利用料金を提案すること。

本事業において新たに設置する付帯設備の利用料金については、事業者提案に委ねることとする。ただし、既存設備の利用料金の状況や自らが提供するサービスの水準等を勘案し、利用者が利用しやすい料金を提案すること。

付帯設備利用料金(令和7年4月から)

(1) 全施設

(単位:円)

区 分	単位	利用料	備 考
電源使用	1時間	220	持ち込み器具
ワイヤレスマイク	1時間	280	
ハンドマイク	1本1時間	120	乾電池込み

(2) 青年の城

区 分	単位	利用料	備 考
放送設備一式	1時間	560	
スライド映写機	〃	280	
OHP	〃	280	
プロジェクター	〃	280	
CDプレーヤー	〃	280	
ビデオデッキ式	〃	280	
コインランドリー(洗濯機)	1回	110	
コインランドリー(乾燥機)	〃	110	
オリエンテーリング(一式)	1組	120	マップ、コンパス
オリエンテーリング(マップ)	1枚	50	

(3) スポーツ施設

区 分	単位	利用料	備 考
放送設備(野球場・陸上競技場・球技場・体育室)	1式1回	1,940	
野球場スコアボード	1回	680	
陸上競技場器具(1種目)	1回	120	
コインロッカー	1回	110	
テント(中)	1張	680	
テント(小)	1張	560	
長机	1脚	110	
パイプ椅子	1セット	120	4脚
温水シャワー(スポーツ会館)	1回5分	110	
温水シャワー(球技場)	1室1回	560	
屋内テニスコート照明設備	1コート1時間	340	
球技場散水設備	1利用当たり (早朝・延長利用は 1時間当たり)	770 (190)	
写真判定装置	1式1回	34,650	
球技場ダッグアウト空調設備	1回(午前) 1回(午後) (早朝・延長利用は 1時間当たり)	午前 1,160 午後 1,310 (330)	
陸上競技場放送室空調設備	1回(午前) 1回(午後) (早朝・延長利用は 1時間当たり)	午前 200 午後 230 (60)	
野球場放送室空調設備	1回(午前) 1回(午後) (早朝・延長利用は 1時間当たり)	午前 200 午後 230 (60)	
球技場照明設備	1時間	910	